

# 振込先指定方式取扱規定

(目的)

## 第1条

この規定は、お客様の内藤証券株式会社（以下「当社」といいます。）における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）をお客様があらかじめ指定する預金口座等（以下「指定預金口座」といいます。）に振込む方式の取扱いを定め、お客様と当社の受渡清算の円滑化を図ることを目的とするものです。

(指定預金口座の取扱い)

## 第2条

- お客様は当社所定の方法により、あらかじめ当社に振込先の指定預貯金口座を届出ています。
- 指定預貯金口座の名義人は、当社の口座名義人と同一（フリガナ含む）の口座に限らせていただきます。
- すでに当社に振込先指定の預貯金口座をお届けになっている場合においても、本規定に基づいて指定された口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。
- お客様が指定預貯金口座の届出を行う場合、その後1週間は当社は支払いの請求に応じられないことがあります。

(指定預金口座の変更)

## 第3条

- 指定預金口座を変更される場合は、所定の用紙により当社までお届けください。
- 金融機関の統廃合などで金融機関の名称、支店名などが変更となる場合、所定の用紙により当社までお届けください。
- 変更申込み受付後の取扱いは、第2条第4項に準じます。

(振込不能による取消し)

## 第4条

- 第2条、第3条においてお届けいただいた内容で当社所定の手続きをもって振込を行った際、氏名相違等の理由で振込が完了しない場合は、当社は振込の取消しに係る手続き費用として当社の定める費用を請求します。
- 第1項により振込が完了しなかった場合、出金不能口座として出金余力の制限を行い、お客様により出金が可能となる手続きが完了した後でなければ、制限の解除は応じられません。

(金銭の支払いの方法)

## 第5条

- 1.当社がお客様に支払うこととなった金銭の出金は、銀行等の金融機関への振込のみとします。
- 2.顧客預り金口からのご出金の取扱いは、お客様が14時（半日営業日は10時30分）までにお申し込みになった場合、翌営業日にお客様があらかじめ指定した預貯金口座等に振込むことによってお支払いします。

(受入書類等)

#### 第6条

当社が振込をする場合には、その都度の受領書等の受入れは不要といたします。

(手数料)

#### 第7条

振込にかかる手数料の負担は別途定める通りとします。

(免責)

#### 第8条

当社は、次に掲げる損害はその責を負いません。

当社が金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害。

第4条により振込が不能となったことにより生じた損害。

天災地変等の不可抗力により指定預金口座への振込が遅延、または不能となったことにより生じた損害。

(この規定の変更)

#### 第9条

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改正されることがあります。

以 上  
平成19年9月  
平成20年11月  
改 正